

第4回植物防疫検討会 議事概要

日時： 令和6年1月12日(金)9:45～12:10

場所： 農林水産省消費・安全局第1会議室

出席者：【委員】有江委員(座長)、君島委員、大藤委員(web)、天野委員(事前に書面で質疑応答を行った。)

【専門委員】宮竹専門委員、宮田専門委員

【事務局(農林水産省)】消費・安全局 植物防疫課

尾室課長、小林国際室長、神前課長補佐、波多野課長補佐、重見課長補佐、
藤田専門官、後藤課長補佐

横浜植物防疫所 児嶋次席調査官、安達次席調査官、井上次席調査官、
佐藤統括調査官、池谷次席調査官、福島次席調査官

【一般傍聴(Web)】 約 30 名

議題：1. 「植物検疫に係る輸入解禁等について」

- ・フィリピン産ハス種アボカドの輸入解禁
- ・台湾産ドラゴンフルーツの解禁種の追加
- ・オーストラリア産ヨーロッパぶどうの品種制限の撤廃

2. 「検疫有害動植物の指定について」

- ・ *Candidatus Phytoplasma trifolii* のリスク評価結果及びリスク管理措置の検討

農林水産省消費・安全局植物防疫課尾室課長から冒頭あいさつの後、事務局から議題1. の3品目及び議題2. について資料に沿って説明。

各専門委員及び委員からの発言要旨は以下のとおり。

【議題1. 植物検疫に係る輸入解禁等について】

(1) フィリピン産ハス種アボカドの輸入解禁

(宮竹専門委員)

- Follet and Hennessey (2007) の論文を根拠に、殺虫処理をせずに輸入を解禁するケースは日本では初めてだと思われるが、問題ないか。
- トラップを設置する場所によりミカンコミバエ種群の発生量にばらつきがあるのではないか。
- 措置案に問題ないと思うが、トラップでの捕獲頭数は変動しうるので、慎重に進めてほしい。

(事務局)

- 寄生性調査の結果を殺虫試験と同様の有効性があるとして輸入解禁したものはないが、ハス種アボカドに対するチチュウカイミバエの寄生性調査の結果に基づく輸入解禁は、これまでに複数の国に対して行っている。
- 各園地ではハス種アボカドが大規模栽培されており、トラップ周辺の植生等が大きく異

なることはないため、設置場所による発生量のばらつきは大きくないものとする。

- 輸出園地で発生量が 8.25 頭/トラップ/日を超えた場合は輸出を停止させるなど、解禁後も慎重に対応していく。

(大藤委員)

- 未成熟果の定義を明確にすべきと思料。これまでの解禁事例においても未成熟果を定義しているのか。
- ミバエが未成熟果に寄生しない理由は、どの程度明らかになっているのか。

(事務局)

- フィリピンでは熟度を4段階で識別しており、商業用の品質管理にも用いている写真付きのマニュアルを使用している。寄生性調査においても、当該識別法を用いて未熟果を選別していた。
- 一般に、果実の熟度が進むとミバエの寄生が起こりやすくなる。果実の物理的、生理的な防御が関係していると言われている。

(有江座長)

- それぞれの段階の熟度の果実への寄生率を調査した結果のデータがあれば、より有益なデータになると考える。

(君島委員)

- フィリピン側の検疫当局は毎回收穫に立ち会い、未成熟かつ傷のない生果実を樹上から収穫することを確認するのか。
- 現地査察の際は、園地周辺に好適寄主が栽培されていないことも確認してほしい。
- 昨年、(傷がないことを輸入条件とした)タイ産マンゴスチンの輸入検査で傷のあるものが見つかったところ。輸入港でしっかり検査してほしい。

(事務局)

- フィリピン側の検疫当局が収穫の都度確認するのは難しいが、園地の新規指定時やトラップの確認時には当局が園地を訪問する。
なお、アボカドは収穫後に成熟が始まる特性を持っており、基本的に樹上の果実は未熟のものである。
- 現地査察の際に、園地周辺環境等も見るようにしたい。
- タイ産マンゴスチンと同様に、輸入時に傷の有無を適切に確認する。

(君島委員)

- 資料の記載振りでは毎回確認すると誤解を与えうるので、指導する等の言い振りに修正した方が良いと考える。

(有江座長)

- 登録園地を3園地以外に広げる場合はどのように検討するのか。本検討会に再度諮るのか。

(事務局)

- 園地登録前に園地でトラップ調査を行い、ミカンコミバエ種群の発生密度が 8.25 頭/日/トラップ以下であれば登録を認める。8.25 頭を超える場合は要件を満たしていないため輸出できない。新規園地登録毎に検討会に諮る必要はない。

(2) 台湾産ドラゴンフルーツの解禁種の追加

(宮竹専門委員)

- 台湾にはミカンコミバエだけでなくセグロウリミバエも発生しているが、提案された処理基準は同虫に対しても有効なのか。
- ミカンコミバエ種群に対して殺虫試験が行われたとのことだが、ミカンコミバエ種群のうちどの種に対して行われたのか。
- ウリミバエについて、近年は *Bactrocera* 属ではなく、*Zeugodacus* 属が正しい分類とされているようだが、その辺りについて何か議論はしているのか。

(事務局)

- 台湾側がミカンコミバエとセグロウリミバエを用いて熱耐性比較試験を実施したところ、ミカンコミバエの熱耐性がセグロウリミバエよりも高いことが判明したため、提案された処理基準はセグロウリミバエに対しても有効である。
- ミカンコミバエ種群のうち台湾に発生しているのは *Bactrocera dorsalis* のみのため、同虫に対してのみ殺虫試験が行われた。
- ウリミバエについては、近年属名を *Bactrocera* ではなく *Zeugodacus* と扱った報告が多く確認されているが、一方でこの取り扱いが十分なサンプリングに基づくものではないため統計的裏付けに乏しく、一部の研究者に受け入れられていないため、ウリミバエの属名を *Bactrocera* とするか、*Zeugodacus* とするかについては議論の余地が残されていると認識している。

いずれの分類学説を採用した場合であっても、輸入禁止の対象となる寄主植物と国の組合せに影響はないと考えている。

(宮田専門委員)

- 追加解禁種に対して、白肉種の処理基準に加え新たに条件を追加したのはなぜか。また、今後の蒸熱処理による輸入解禁協議でもこのように条件を追加して解禁することを検討しているのか。

(事務局)

- 今回台湾側から解禁要請のあったドラゴンフルーツの種には、殺虫試験で用いた果実重量よりも軽い品種が含まれている。これらの軽い品種については、従来の果実中心温度とその保持時間のみを規定した処理基準のみでは、殺虫試験の時よりも短時間で果実中心温度が上昇することにより、全体の処理も時間が短くなってしまうため、果実の表面に寄生したミバエに対して殺虫試験と同等の効果が得られない可能性がある。

このため、台湾側の実施した殺虫試験データから、庫内温度 48.0℃以上の飽和蒸気により 136 分間以上生果実を加熱する規定を追加することで、果実重量の軽い品種においても殺虫試験の蒸熱処理と同等以上の殺虫効果が維持できるようにしたもの。

相手国が輸出を希望する種の中に殺虫試験を行った果実よりも軽い品種が含まれる場合は、今回のように条件を追加して解禁することが必要と考えている。

(宮田専門委員)

- 庫内温度 48.0℃以上の飽和蒸気により 136 分間以上生果実を加熱する、という規定の根拠となるデータを提供いただきたい。

(事務局)

- 追って委員に送付することとしたい。

(有江座長)

- 白肉種に対する処理基準は今回の追加解禁種の処理基準に変更されるのか。

(事務局)

- 白肉種の処理基準に変更は無い。

(3)オーストラリア産ヨーロッパぶどうの品種制限の撤廃

(宮竹専門委員)

- 国際基準 No.28 付属書 36 に記載されている低温処理は、現行のリスク管理措置と同一なのか。

(事務局)

- 全く同じであり、①果実中心温度1℃以下で 16 日間、②果実中心温度2℃以下で 18 日間、③果実中心温度3℃以下で 20 日間 のいずれかの処理を行えば良い。

(君島委員)

- 今回解禁される品種は *Vitis vinifera* のみか。

(事務局)

- 然り。

(有江座長)

- ヨーロッパぶどう以外のぶどうについても同じ国際基準を使えば輸入できるのか。
- 日本で生産しているぶどうの品種の国際基準(消毒基準)はあるのか。

(事務局)

- 豪州からは他のぶどうの解禁要請は行われておらず、協議を行っていない。なお、国際基準 No.28 付属書 36 は *Vitis vinifera* にしか適用できないため、別の種で解禁要請された場合は新たに試験データが必要である。
- 日本で主に生産されている交雑種に適用可能な国際基準はない。

議題1. (1)～(3)まとめ

(有江座長)

- 輸入解禁案件3件について、委員から特段の反対意見はなかったため、事務局から説明のあった方針で問題ないとする。その上で、資料 P9 のフィリピン産アボカドに係る解禁条件案の文言を修正していただくとともに、台湾産ドラゴンフルーツについては追加のデータを提供いただきたい。

【議題2. 検疫有害動植物の指定について】

(宮田専門委員)

- *Candidatus Phytoplasma trifolii* のリスク評価結果により、本ファイトプラズマを検疫有害動植物に指定する方針について、問題ない。
- 本ファイトプラズマのベクターについて、分類に関する情報の精査が必要であるため、参考資料として配布された本ファイトプラズマの PRA 報告書について、ヨコバイ類の専門家の意見も聞きながら取りまとめていただきたい。また、ファイトプラズマの分類が2022 年に見直されたばかりであり、その分類も塩基配列情報のみで行うため、発生地や宿主植物については丁寧に確認していただきたい。
- 本ファイトプラズマの発生国である韓国から本ファイトプラズマの宿主植物であるナス等の苗の輸入検査実績が多数ある。これらの植物は他のウイルス等の病害を対象として、検疫措置を要求しており、それらに対して既に行っている検疫措置を踏まえ、過剰とならない技術的に正当な検疫措置を検討する必要がある。

(事務局)

- PRA 報告書の情報の見直しが必要な部分については、専門家等に情報提供いただきながら更新する。
- 本ファイトプラズマに対して実施する検疫措置については、貿易制限的ではなく、かつ、本ファイトプラズマによる被害が生産地に生じないように考慮し、検討していく。

(君島委員)

- 本ファイトプラズマを検疫有害動植物として指定することは賛成。
- 本ファイトプラズマの発生国である韓国から本ファイトプラズマの宿主植物であるナス等の苗が多数輸入されているため、貿易制限的でない検疫措置を早急にとっていただきたい。

(事務局)

- 承知した。ナス科植物は種子で輸入されることがほとんどであるが、韓国は近隣国であるため、苗の状態での輸入も多く、その点も踏まえて検疫措置を検討していく。

(有江座長)

- 昨年にファイトプラズマの分類基準が改訂されたとのことだが、日本で本ファイトプラズマが未発生であるという調査は行われているのか。

- 日本において本ファイトプラズマを検出する遺伝子診断法は実際におこなわれているのか。

(宮田専門委員)

- 日本国内ではこれまで、*Ca. Phytoplasma asteris* が検出された例は多いが、本ファイトプラズマとは全く別のグループである。現在のところ日本において本ファイトプラズマが検出されたとの情報はないことから、日本において未発生である。

(事務局)

- PCR 法及びシーケンスを行うことで本ファイトプラズマを検出する技術は確立されている。

(宮竹専門委員)

- 下層ジェット気流により、ファイトプラズマに感染したヨコバイが長距離移動したとの情報があるとのことだが、中国や韓国から飛来してくる可能性はあるのか。

(宮田専門委員)

- 本ファイトプラズマを媒介するヨコバイ類の情報を専門家に確認する必要がある。

(事務局)

- 関連する情報を確認し、宮竹専門委員に提供する。

議題2. まとめ

(有江座長)

- 本議題については今回初めての試みということもあり、また、リスク評価については、個別の病害虫に関して非常に専門性が高い内容であると考えられることから、今後の検討会での議論のあり方については専門家にも相談し、植物防疫課でご検討いただきたい。